

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第7号

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例

小牧市介護保険条例（平成12年小牧市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「をいう」を「をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零）とする」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。